政　令

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十三号

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年十二月二十五日とする。

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣　安倍　晋三

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十四号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の三第二項において準用する同法第八十六条の二第二項第三号及び第十四項並びに同法第百五十条第一項から第三項まで及び第六項から第八項まで並びに第百九十七条の二第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の五第二項第二号中「においては」を「には」に改め、同条第三項第一号中「この号」の下に「及び次条」を加え、「及び当該第一号要件文書に」を「及び」に改め、「含む。」の下に「若しくは法第百五十条第一項第二号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は当該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として第百十一条の六第二項第一号に規定する五人要件文書にその氏名を記載された者を当該政党その他の政治団体」を加え、「者を当該」を削り、「参議院議員として」の下に「当該第一号要件文書に」を加え、同項第三号中「及び第五項」を「、第三項及び第六項」に改め、「文書」の下に「（次条において「第三号要件文書」という。）」を加え、同条第八項及び第九項中「においては」を「には」に改める。

第八十八条の六第六項中「及び前項の」を「、第三項及び前項に規定する」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項第三号に定める文書」を「第三号要件文書」に改め、「同項第一号に規定する」を削り、「同項第三号に定める文書」を「第三号要件文書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「法第八十六条の三第一項第一号」を「参議院比例代表選出議員の選挙（参議院選挙区選出議員の選挙と同時に行われる場合を除く。）においては、法第八十六条の三第一項第一号」に、「参議院議員の」を「参議院比例代表選出議員の」に改め、「前条第三項第一号に規定する」を削り、「同項第三号に定める文書」を「第三号要件文書」に改め、「同項第一号に規定する」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　参議院議員の選挙において比例代表選出議員の選挙と選挙区選出議員の選挙を同時に行う場合には、法第八十六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をするものは、当該参議院議員の選挙において、当該政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等（法第八十六条の七第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で法第八十六条の三第一項の規定による届出をしていないものを含む。）若しくは法第百五十条第一項第二号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員、当該政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として第一号要件文書にその氏名を記載された者、当該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として第百十一条の六第二項第一号に規定する五人要件文書にその氏名を記載された者又は当該政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等の参議院名簿登載者若しくは所属候補者として第三号要件文書にその氏名を記載された者を、当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員として、第一号要件文書にその氏名を記載することができない。

第八十九条第一項第一号イ並びにロ⑴及び⑵並びに第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「第百五十条第三項」を「第百五十条第一項若しくは第三項」に改め、同条第六項中「においては」を「には」に改める。

第百十一条の四第一項中「以下」の下に「第百十一条の九までにおいて」を加え、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「参議院選挙区選出議員又は」を削り、「公職の」を「当該選挙における」に改め、「それぞれの選挙における選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）ごとに」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　参議院選挙区選出議員の選挙においては、当該選挙における候補者は、日本放送協会及び選挙区ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者の放送設備によりその政見を放送することができる。

第百十一条の五第一項中「候補者届出政党」の下に「又は同条第一項第二号イ若しくはロに掲げる者（次項及び第三項において「候補者届出政党等」という。）」を加え、「同項の録音又は録画」を「同条第二項の政見の放送のための録音又は録画（次項及び第三項において「特定録音等」という。）」に改め、「選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を加え、同条第二項中「候補者届出政党」を「候補者届出政党等」に改め、「限る」の下に「。次項において同じ」を加え、「同項」を「前項」に改め、同項第一号中「政見の録音又は録画（次号の政見の録音又は録画」を「特定録音等（法第百五十条第一項の政見」に改め、「除く」の下に「。以下この号及び次項において同じ」を、「基幹放送事業者」の下に「若しくは同条第二項に規定する選挙区ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者」を加え、「第百五十一条の二第二項又は第三項」を「第百五十一条の二」に、「政見の録音又は録画を」を「特定録音等を」に、「当該録音又は録画」を「当該特定録音等」に、「政見の放送のための録音又は録画」を「特定録音等（法第百五十条第一項の政見の放送のために必要な複製に限る。）」に改め、同項第二号中「政見の録音又は録画の放送のために必要な複製」を「特定録音等（法第百五十条第一項の政見の放送のために必要な複製に限る。）」に改め、「総務大臣が」の下に「同項の」を加え、同条第三項中「候補者届出政党」を「候補者届出政党等」に、「政見の放送のための録音又は録画」を「特定録音等」に改め、「基幹放送事業者」の下に「若しくは同条第二項に規定する選挙区ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者」を加える。